

水底トンネル等における 危険物積載車両の通行 禁止又は制限について



首都高速道路株式会社が管理する上記の各トンネルは、道路法の規定に基づき、爆発性又は易燃性を有する物件、その他**危険物を積載する車両の通行が禁止又は制限**されています。違反した場合、**6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金**に処されますのでご注意ください。